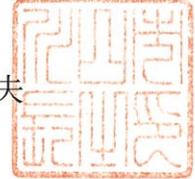


川保幼発第360号
令和8年1月14日

川口市監査委員 西原 信一郎 様
同 金井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 船津 由徳 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年10月30日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（保育幼稚園課）

保育幼稚園課の負担金において、収納金の払込及び現金出納簿の記入が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

収納金の払込については、職員に対して期日の遵守を徹底するように改めて周知しました。なお、現在は期日内に払込をしております。

また、現金出納簿の記入については、財務会計システムと突合するなど作成手順を見直しました。

今後は、適切に事務を執行して参ります。

収入事務について（保育幼稚園課）

保育幼稚園課の使用料において、現金出納簿の記入が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。



講じた措置の内容

現金出納簿の記入については、財務会計システムと突合するなど作成手順を見直しました。

今後は、適切に事務を執行して参ります。

収入事務について（保育幼稚園課）

保育幼稚園課の雑入において、収納金の払込が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

収納金の払込については、職員に対して期日の遵守を徹底するように改めて周知しました。なお、現在は期日内に払込をしております。

今後は、適切に事務を執行して参ります。